

割引手形

(平成 23 年 10 月 3 日現在)

商品名	割引手形
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 JA の組合員の方。 ○ 当 JA の組合員が従事する商業行為の代金として受取った約束手形や為替手形を資金化したい方。 ○ その他当 JA が定める条件を満たしている方。
ご利用金額	○ 割引に差入れる約束手形・為替手形金額から支払期日までの利息相当額（割引料）を差引いた金額とします。
取扱手形	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払期限までの日数が 150 日以内のものに限ります。 ○ 裏書署名のなされていることとします。 ○ 不備・偽造・融通手形等の疑いのあるものは取扱いできません。
割引利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 割引料（利率）については当 JA の融資担当までお問合せください。 ○ 割引利率軽減 （割引手形の額面全部について、定期貯金を担保に差入れることにより利率を軽減いたします。） 詳細については、当 JA の融資窓口へお問合せください。
担保	○ 必要に応じて物的担保を徴します。
裏書（保証人）	○ 本人の裏書署名のあるものとします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 JA 本支店（事務所）または金融共済部（電話：0763-62-2123）にお申し出ください。当 JA では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、富山県農業協同組合中央会が設置・運営する富山県 JA バンク相談所（電話：076-445-2017）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当 JA 金融共済部または富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。 <p>富山県弁護士会（JA バンク相談所を通じてのご利用となります。上記富山県 JA バンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ お申込みに際しては、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 JA の融資窓口までお問い合わせください。